

箱根物産コーナーへの展示についての注意事項

1 目的

町内で製造または販売されている物産品等を役場の「箱根物産コーナー」で展示することにより、販路の拡大や産業の活性化、観光振興につなげることを目的とします。

2 申込期間

随時申込受付をしています。

3 申込方法

申込者は「箱根物産コーナー展示申込書」に必要事項を記入し、観光課産業振興係へ提出してください。
(電子メール：web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp、FAX：0460-85-6815での申込みも可能です。)

4 展示期間

令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

5 展示場所

箱根町役場本庁舎 1階箱根物産コーナー (全32区画)

1区画：幅40cm×奥行35cm×高さ45cm以内

※1事業者1区画の展示となります。1区画内に展示する物産品等は、複数でも構いません。

6 展示内容 (販売は行いません)

箱根の物産品等 (食品・工芸品等)

※長期間の展示になりますので、飲食物の展示は食品サンプル等の実物以外としてください。また、展示する物産品等の説明書き、宣伝物等が必要であれば併せて掲示しますので、希望する場合は作成をお願いします。

7 展示品の制限

危険物、生物、公衆の風俗・秩序等を乱す恐れのあるものは展示できません。

8 出品者

町内の事業所または店舗において、町内で製造または販売している物産品等を取り扱っていること。

9 保管

展示する物産品等の保管は、観光課産業振興係において十分注意を払いますが、天災等の不可抗力による損害については、その責を負いません。

10 展示料等

(1) 展示料は、無料とします。

(2) 申込が多数の場合は、抽選により出品者を決定します。

(3) 出品者の抽選、展示位置の指定及び出品者の表示は、観光課産業振興係が行います。

(4) 展示する物産品等の持ち込みについては、別途指定する日時までに観光課産業振興係へ直接持ち込んでください。

(5) お預かりした物産品等は、展示期間終了後、観光課産業振興係まで受け取りに来てください。なお、展示期間を終了して3か月を過ぎても受け取りに来ない場合、処分させていただきますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

箱根町役場 観光課産業振興係

〒250-0398 箱根町湯本256

Tel 0460-85-7410 / Fax 0460-85-6815

Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp